

平成28年度

甌島地域訪問介護利用促進事業補助金

評価表

NO.

26

所管部課名	高齢・介護福祉課	担当者	北原 光治					
事務事業名	介護保険一般事務事業費							
根拠法令	市民福祉部補助金等交付要綱及び甌島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	1,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 1,300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数（年間利用者延人数）		1,150人	平成33年度				
成果指標②								
補助対象者	甌島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、甌島地域訪問介護利用促進事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。							
補助対象経費	本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助対象事業・活動の内容	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護 (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護 (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護 (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護 (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護 (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション (8) 法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☒ その他						
補助金額又は補助率	甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の額は、利用者から徴しなかった軽減相当額とする。							
上記項目の積算方法	甌島地域訪問介護利用促進事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。							
補助を受ける事業（団体）等の決算状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%	0	0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,044,068	100.0%	1,277,509	100.0%	1,230,081	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,044,068	100.0%	1,277,509	100.0%	1,230,081	100.0%	
	支出	事業費		0.0%		0.0%		0.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	1,044,068	100.0%	1,277,509	100.0%	1,230,081	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
計	1,044,068	100.0%	1,277,509	100.0%	1,230,081	100.0%		
支出計/前年度支出計			122.4%		96.3%			
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	2		2		2			
成果指標の推移①	906人（年間利用者延人数）		1,004人（年間利用者延人数）		1,111人（年間利用者延人数）			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」介護保険料統一に伴う不公平感払拭のための手段であることは理解するが、甌島地域の市民が本土地域と変わらないサービスを受けられるよう尽力すべきである。 【前回評価への回答】平成25年6月に9床（里地域・増床）、平成26年7月に9床（下甌地域・新設）のグループホームを整備した。 【事業のPR方法】該当事業所に研修会等で周知。 【費用対効果】高齢化率の伸び等に併せ、今後も横ばいあるいは増加傾向にあると思われる。 【その他】甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡のため必要と思われる。							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域間格差を埋める公益性を持っている。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	甑島地域には、訪問系サービスの基盤整備不足という地域間格差のハンディを埋める為の補助である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地域間格差を埋めるため有効な事業である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助の対象となる事業については、人員や設備の基準を満たし、鹿児島県や薩摩川内市から事業所指定を受けたサービス事業所しか実施することができないため。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	国の特別対策事業及び旧川内市・入来町で単独減免としていた利用者負担額6割を参考として率の設定を行っている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	甑島地域の基盤整備状況を勘案し再考の必要が出てくる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	介護保険法に基づき実施されている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助金交付が最も適当な政策手段であると考ええる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	地域間格差是正の為に公費を充てる必要がある。
〈補助金の見直し結果〉			
内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止 ≪上記方向の理由≫ 甑島地域における居宅サービス基盤整備不足を補うため	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 現行のまま実施する。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止 ≪まとめ≫

甌島地域訪問介護利用促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる甌島地域訪問介護利用促進事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「離島地域」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された本市の離島振興対策実施地域をいう。

2 この要領において「対象サービス」とは、次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (6) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (7) 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (8) 法第115条の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業

3 この要領において「利用者負担額」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した費用の額（その額が現に当該対象サービスに要した費用の額を超えるときは、現に当該対象サービスに要した費用の額とする。）から、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

(補助事業等の要件)

第3条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金に係る補助事業等は、甌島地域における介護保険サービスの利用者負担の均衡と利用促進に資するものでなければならない。

(補助金の交付対象者)

第4条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付対象となる者は、甌島地域に所在し対象サービスを提供する事業所で、甌島地域訪問介護利用促進事業を実施しようとする介護保険サービス提供事業所とする。

(補助金の額)

第5条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の額は、次条に定める額のうち利用者から徴しなかった軽減相当額とする。

(補助対象経費)

第6条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金は、本市の介護保険被保険者に対象サービスを提供した際にかかる利用者負担額から、特別地域加算を控除した後の利用者負担額のうち10分の4について交付する。ただし、薩摩川内市社会福祉法人等介護保険利用者負担額軽減実施要綱により軽減を受けている場合は、当該軽減相当額も併せて控除した額について交付する。

(交付の申請)

第7条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月30日とする。

2 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施計画書(様式第1号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第8条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 生活保護の被保護者、介護保険料の滞納による支払方法の変更又は給付額の減額になっている者が対象サービスを利用する場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島地域訪問介護利用促進事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第9条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実績報告書(様式第1号)
- (2) 実績明細書(様式第2号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第10条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 当該補助事業等の利用者に係る利用日数・回数
- (2) 当該補助事業等の利用者に係る介護度の推移

(補助事業者等の責務)

第11条 甌島地域訪問介護利用促進事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の介護保険事業の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。